

# 「TOYAMAジャーナル」制作及びプロモーション業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

県民に広く議会への関心を高めてもらうため、議会の活動や取組み状況を紹介した「TOYAMAジャーナル」を制作する。また、制作した「TOYAMAジャーナル」や議会活動について若者に幅広く知ってもらうためのプロモーション業務を実施する。

なお、本プロポーザルは、富山県令和6年度当初予算の成立を前提とした会計年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、富山県議会において当初予算案が否決された場合は、本業務の委託契約は締結しないものとする。

なお、この場合においても、プロポーザル参加事業者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しない。

## 2 委託業務

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 業務名     | 「TOYAMAジャーナル」制作及びプロモーション業務                               |
| (2) 業務内容    | 別紙1仕様書のとおり   |
| (3) 委託期間    | 契約締結日から令和6年10月31日（木）まで                                   |
| (4) 委託費の上限額 | 4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）<br>上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。 |

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、参加資格のない者の企画提案は、無効とする。

- (1) 法人又は法人以外の団体であって、優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) 富山県内に事業所（支店、営業所等を含む）を有し、県議会事務局で行う打ち合わせに常時参加する体制をとることができる者。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

(8) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(9) 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けていない者。

#### 4 参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記によりプロポーザル参加申込書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出先 下記11に記載のとおり
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出期限 令和6年4月4日（木）17時（必着）
- (4) その他 事情により参加を辞退する場合は、令和6年4月8日（月）正午までに辞退届（様式任意）を提出すること。

#### 5 企画提案に関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、下記により質問書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出先 下記11に記載のとおり
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 受付期限 令和6年4月1日（月）17時（必着）
- (4) 質問に対する回答  
プロポーザルへの参加申込期限までに提出された質問については、随時質問提出者へ電子メールで回答し、参加申込を締め切った後に全ての参加申込者に質問及び回答内容を電子メールで回答する。
- (5) その他 電話及び口頭による質問は受け付けない。また、評価基準の配点に関する質問、他の応募者に関する質問、その他プロポーザルに参加するものとして適切でない質問についても受け付けない。

## 6 企画提案書等の提出

本プロポーザル参加申込書を提出した者は、下記により企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出書類（様式任意）

提案は参加者1者につき1案とし、次に掲げる書類一式を提出すること。

#### ① 企画提案書

別紙1の仕様書に定める内容を参照の上、次の事項を盛り込み、具体的かつ簡潔に記載した資料。なお、企画提案にあたっては、令和5年に実施した「TOYAMAジャーナル」アンケート調査の結果（別紙2「TOYAMAジャーナルアンケート結果」参照）を踏まえ、県民、特に新しく主権者となる高校生をはじめ若年層が読みやすく、かつ、分かりやすくなるよう工夫すること。

ア 委託業務に係る考え方・コンセプト

イ 「TOYAMAジャーナル」のページ構成・掲載内容

ウ 企画のポイント・工夫等

エ 業務の進め方(業務の具体的な実施方法、業務スケジュール等)

オ その他新たな提案に関すること

#### ② デザイン案

企画提案するTOYAMAジャーナル紙面及びプロモーション（SNS広告など）のデザイン案をそれぞれ1枚以上用意すること。

#### ③ 経費見積書

上記2(4)の範囲内において、本委託業務の実施に伴い全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を記載した資料

#### ④ 委託業務実施体制

ア 会社の業務概要

イ 委託業務を実施するための社内外の実施体制及び配置担当者等

#### ⑤ 業務実績

官公庁及び民間等の類似業務で制作したパンフレット等（3種類まで）

#### ⑥ 県税を滞納していないことの証明書

### (2) 提出方法

ファイル形式はPDFとし、県議会事務局が指定するURLからアップロードすること。  
なお、アップロード先については、参加申込者に対して別途連絡する。

### (3) 提出期限 令和6年4月8日（月）正午（必着）

### (4) 上記のほか、審査の必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

### (5) 提出されたデータは、審査の結果に関わらず返却しない。

## 7 審査

審査は別紙3「審査基準」に基づき、企画提案書等の評価によるプレゼンテーションを行う。

### (1) 審査（プレゼンテーション）

次のとおりプレゼンテーションによる審査を行い、最も評価点数の高い者を委託候補者として採用する。

- ① 日 時 令和6年4月10日（水）
- ② 説明時間 1 提案者あたりの説明時間は15分とする。  
（プレゼンテーション：10分、質疑応答：5分）
- ③ 出席者 会場への入室は3名以内とする。
- ④ その他 プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等の内容とし、追加資料の提出や映像等の使用は、原則として行わないこととする。  
その他の詳細については、プロポーザル参加者に別途連絡する。

## (2) 結果の通知

後日、書面で通知し、富山県ホームページにおいて公表します。審査結果に対して異議申し立ては受け付けません。

## (3) 失格要件

次に掲げるものの提出は無効とする。

- ① 所定の期日及び場所に提出のないもの。
- ② 今回のプロポーザルに関する条件及びあらかじめ指示した事項に違反するもの。
- ③ 同一提出者が2以上の企画提案を提出したもの。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があるもの。

## 8 契約

- (1) 契約は、随意契約の方法（委託業務の仕様の確定、見積書の徴収）により行う。
- (2) 委託業務の仕様は、委託候補者の企画提案した内容が基本となるが、県と委託候補者が、業務内容やその詳細等について協議し、最終的に確定する。
- (3) 委託候補者と協議が調わない場合は、同候補者の次に評価が高かった提出者とあらかじめ協議を行う。

## 9 スケジュール

令和6年4月1日（月）17時	委託業務の仕様に係る質問の受付期限
4月4日（木）17時	プロポーザル参加申込期限
4月8日（月）正午	企画提案書等の提出期限
4月10日（水）	面接審査の実施
4月下旬	契約候補者の選定、審査結果の通知
4月下旬	委託業務の仕様に関する協議等、契約の締結

## 10 その他

- (1) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (2) 業務委託により作成した成果品及びそれに係る著作権は、県に帰属する。
- (3) 本委託業務に係る帳簿類等の書類は、本委託事業が完了した日の属する県の会計年度終了後、5年間保管する。

## 11 書類の提出先、本件についての問い合わせ先

富山県議会事務局調査課（〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 [TEL:076-444-3413](tel:076-444-3413)）

メールアドレス：ml-gikaikouhou@pref.toyama.lg.jp

※電話の受付時間は、8時30分から17時まで（土曜日・日曜日を除く。）